

2012年版
ユーキャンの行政書士 速習レッスン
訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■ 「第4版 第1刷（2011年12月21日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.246	②事実行為としての処分に対する不服申立ての認容／〈審査請求の認容〉／3行目以降	※ 審査庁が処分庁の上級庁であった場合は、審査請求人の不利益にならない範囲で、 <u>裁決で事実行為の内容を変更</u> することができる（是正措置、40条5項）	※ 審査庁が処分庁の上級庁であった場合は、審査請求人の不利益にならない範囲で、 <u>処分庁に対して事実行為を変更すべきことを命じ、裁決でその旨を宣言</u> することができる（是正措置、40条5項）	2012.1.20